

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
102	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和6年4月1日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザの予防接種を実施することにより、新型インフルエンザ等発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予防接種の接種対象者を住民健康管理システムから抽出する。</li> <li>2 1で抽出した接種対象者に対し案内通知および接種券を送付する。</li> <li>3 対象者は接種券を使用し、協力医療機関にて接種する。</li> <li>4 接種後、協力医療機関から医師会を通じて、接種券を受領する。</li> <li>5 受領した接種券に記載された対象者の予防接種に関する記録をパンチ入力によりデータ化し、住民健康管理システムに取込む。</li> <li>6 5から出力した接種記録を中間サーバーへ副本登録する。</li> </ol> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予防接種の対象者把握に関する事務</li> <li>2 対象者への勧奨及び案内通知に関する事務</li> <li>3 予防接種に関する記録の作成、管理に関する事務</li> <li>4 情報提供ネットワークシステムを使用した照会・提供に関する事務</li> </ol>
システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民健康管理システム</li> <li>2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)</li> <li>3 中間サーバー</li> <li>4 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>5 宛名管理システム</li> <li>6 庁内連携システム(データ連携基盤)</li> <li>7 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第1の93の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】            番号利用法第19条第8号 別表第2の115の2の項</p> <p>【情報提供の根拠】            番号利用法第19条第8号 別表第2の115の2の項</p> <p>[88_新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報]</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	保健部ワクチン接種推進室
所属長の役職名	ワクチン接種推進室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564 - 23 - 6714
-----	--

### しきい値判断項目

#### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	

#### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	

#### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

### しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 部署	保健部生活衛生課	保健部保健予防課	事後	
令和3年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 所属長の役職名	生活衛生課長	保健予防課長	事後	
令和3年4月1日	関連情報 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	事後	
令和3年4月1日	関連情報 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	事後	
令和3年9月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 法律上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第2の115の 2及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第2の115の 2及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第59条の2	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の 2及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の 2及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第59条の2	事後	法改正に伴う修正であり、事 前の提出・公表が義務付けら れていない。
令和4年4月1日	関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第1の93の2 及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第1の 主務省令で定める事務を定める命令第67条 の2	番号利用法第9条第1項 別表第1の93の2 の項	事後	
令和4年4月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 法律上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の 2及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の 2及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第59条の2	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の115の 2の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の115の 2の項	事後	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年4月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 法律上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の115の 2の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の115の 2の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の115の 2の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の115の 2の項 【88_新型インフルエンザ等対策特別措置法 による予防接種の実施に関する情報】	事後	
令和6年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 部署	保健部保健予防課	保健部ワクチン接種推進室	事後	
令和6年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 所属長の役職名	保健予防課長	ワクチン接種推進室長	事後	
令和6年4月1日	関連情報 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714	事後	
令和6年4月1日	関連情報 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714	事後	